



- 設立:2004年
- ○**事業内容**:共済型・訪問型病児保育 サービス事業
- ○**従業員数:**本部80名、保育スタッフ300名(2015年8月現在)
- ○年次有給休暇の取得率:50%
- ○年間休日数:126日
- URL: http://www.florence.or.jp/

看護休暇制度



特別休暇の取得でリフレッシュ、新しい働き方を実践

ポイント

① 従業員のニーズに応える看護休暇制度 ② ユニークな発想から「特別休暇 1 日券」と「チャレンジ休暇」が誕生

東京都千代田区に本部を置く認定NPO法人フローレンスは、働きながら子育てをする人たちの切実なニーズに応えるため、2004年4月、全国に先駆けて地域密着型の病児保育事業を立ち上げた。また、2010年には待機児童問題解決のための小規模保育サービス「おうち保育園」を開設、子育てと仕事を両立できる社会の実現を目指し活動を展開している。

保育サービス事業を通じて、しなやかで躍動的な社会を実現するというビジョンを掲げている同社には、「働き方革命事業部」と命名された人事全般を担う部門がある。自らの会社の働き方を真摯に見つめ、自分たちの職場を変えることこそが社会を変える原動力になるという考え方を基本にして、従業員がいきいきと働ける組織づくりに注力している。その中からユニークな特別休暇制度も誕生した。常に新しい発想で、よりよい働き方を追求する同社の画期的な取組みについて宮崎真理子事務局長にお話を伺った。

ニーズに応えた看護休暇制度

私たちの職場には、子育て世代のスタッフがたくさん働いていますが、同時に介護世代となるスタッフも増えています。親の介護に関するニーズが高まる中で、2014年から新しい看護休暇制度をスタートしました。 当法人のこれまでの看護休暇制度は、子どもを看護す るためのもので、病気の子どもの看護や、予防接種、健康診断が必要なときなどに取得することができましたが、新しい制度はその対象を自分または配偶者の親の介護にまで広げたものです。国の制度としての介護休暇は介護保険制度でいう要介護状態にある家族の介護が対象で、休みを取る権利はあっても有給であることは保障されていませんが、当法人の看護休暇制度は要

介護状態にない自分または配偶者の親の介護も対象になり、年間5日を限度に、年次有給休暇とは別の有給休暇として利用することができるというものです。この制度によって、親の介護、身の回りの世話、病院への付き添いや送迎が必要なときに休暇を取得することができ、仕事と親の介護の両立が必要なスタッフが安心して働き続けるための環境を整備しました。

オリジナルルール「ピカリパット」

製造現場や、建設現場の「ヒヤリハット」は現場でヒヤリとしたことや、ハッとしたことを集め、事故予防に活かしていこう、という考え方ですが、このポジティブ版が当社の「ピカリパット」です。具体的には、行動指針に沿った仲間の「ピカリと光った」行動や、良い所をお互いにカードに書いて褒めあうという活動です。例えば朝礼で心にぐっと来た仲間の行動を発表するなどして、「仲間を褒める」という文化を浸透させてきました。「ピカリパット」以降、コミュニケーションが増え、社内の雰囲気も大きく変わりました。



お話を伺った宮崎事務局長

そして四半期に一度、「ピカリパット」カードを一番 多く集めた人と、カードを一番たくさん書いた人を表彰し、「特別休暇1日券」のプレゼントが授与されます。 特別休暇が賞品というのは、時間は報酬であるという 考え方が基本にあります。

チャレンジ休暇

もう一つ、ご紹介したい当法人独自の休暇制度が チャレンジ休暇です。2013年に始めた制度で、文字ど おり、何かにチャレンジするために、連続した休暇(上 限20日)の取得を認めるというものです。始まったば かりなのでさらに整備していきたいと思います。

課題はたくさんありますが、社会の流れを敏感につかみ取りながら、休暇制度の充実を目指していきます。

休暇制度 利用者の**声**

今年の春、義父を見送りました。義父が悪性 リンパ腫と診断されたのが2年ほど前だった かと思います。入院や退院の時、また、現在の

がん治療は通院で治療できるということで通院の付き添いのときに看護休暇を利用しました。

私の夫や義姉と順番で義父の介護をしていきましたが、勤 務先の制度として有給の看護休暇があるのは私だけで、夫 や義姉は年次有給休暇や欠勤でやりくりしていたようです。

そういう意味では後ろめたい思いがなく堂々と介護に 専念できたように思います。おかげさまで悔いなく義父 を見送ることができました。

これからの社会は介護される人が増えていくと言われています。今後すべての人が働きやすいと思えるよう、子育て中の看護のための休暇と同様に親の介護のための休暇が他企業にも普及することを願っています。

(看護休暇(親)取得者)

5歳と3歳の娘がおります。片方が感染症にかかるともう一人にもうつってしまうことが多く、保育園を長期にわたって休まなければならない状況が多々あります。

有給の看護休暇があることで、病気の急性期に安心して お休みをいただいてゆっくり家で子どもと過ごすことが でき、とてもありがたく感じています。

育児を会社にも応援してもらえ、周囲に協力してもらっていることでその分きちんと成果を出したいという、日々の仕事への励みにもなっています。

親が働きながら子育てをする上で、とても良い制度だと 感じますので他の企業にもぜひ広まってほしいと思いま オ

(看護休暇(子)取得者)

32 33